

2025年8月1日

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

バラスト水管理条約に関する合同集中検査キャンペーンの実施について

東京MOUでは、パリMOUと合同で、本年9月1日から11月30日までの3か月間、バラスト水管理条約に関する集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign : CIC）を実施します。CICは、特定のテーマについて共通の質問票に従って集中的に検査を実施するもので、1998年にISMコードに関するCICを実施して以来、ほぼ毎年実施しています。

本CICの概要等は、以下のとおりです。

1. 本CICの目的

本CICは、バラスト水管理条約に関する規定への適合状況について確認することにより、同条約の規定の遵守について船舶所有者、船舶運航者及び船員の注意を喚起することを目的として実施するものです。

2. 本CICの概要

本CICは、期間中、通常のPSC検査と同時に共通の**質問票（別紙）**により、実施することとしており、CIC期間中、同一船舶が複数回のCIC検査を受けることはありません。

また、CICに関する検査については、通常のPSC検査と同様に、欠陥が発見された場合には、欠陥を記録し特定の時期までに修正することを船長に指示する措置から、欠陥が補正されるまで船舶の航行を差し止める措置まで、欠陥の重大性等に応じた措置が執られることとなります。また、航行差し止め処分を受けた場合には、従来どおり、東京MOU及びパリMOUのウェブサイトにも月ごとに船名等が公表されることとなります。

なお、今回のCIC検査結果及びその分析については、取り纏めた上で、PSC委員会に報告・承認された後、公表するとともに必要に応じIMOに情報提供することとしています。

3. 今後のC I Cの予定

東京MOUのP S C委員会では、来年は以下のテーマでC I CをパリM o Uと合同で実施することを決定しています。

「2026年 貨物の固縛に関するC I C」

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 石原、寧 (ニン)

電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2024年8月1日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港 (中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ (中国)、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、IMO、I L O、パリMoU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement (南米MOU)

パリMoU：ポート・ステート・コントロールに関するパリ協力協定 (Paris Memorandum of Understanding on Port State Control) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2024年8月1日現在、以下の28の当局がメンバーとなっているほか、E Cが協定の署名当事者ではないものの、メンバーとなっている。また、1の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局はオランダのハーグ、データセンター (THETIS) はリスボンに所在。

メンバー：ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、E C

オブザーバー：USCG、IMO、ILO、東京MOU、カリブ海MOU、黒海MOU、地中海MOU、リヤドMOU、Viña del Mar Agreement (南米MOU)、アブジャMOU、インド洋MOU

ポート・ステート・コントロール (P S C)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン (C I C)：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり共通の質問票により集中的に検査を実施するキャンペーン。これまで実施したC I Cのテーマは以下のとおり (※はパリMOUと合同で実施)。

1998年 ISM コード※

2012年 FSS コード※

1999年 GMDSS

2013年 主補機※

2002年 ISM コード※

2015年 閉鎖区域への立入※

2003年 バルクキャリアに関する安全措置※

2016年 貨物固縛方法

2004年 ISPSコード

2005年 操作要件

2006年 MARPOL 条約附属書 I※

2007年 ISMコード※

2008年 航行の安全※

2009年 救命艇※

2010年 有害物質

2014年 STCW 条約休息时间※

2011年 構造安全及び満載喫水線※

2017年 航行の安全※

2018年 MARPOL 条約附属書 VI※

2019年 非常システム及びその手順※

2020年 COVID-19 感染拡大のため実施せず

2021年 復原性全般※

2022年 STCW

2023年 火災安全

2024年 船員の賃金及び雇用契約

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
ON PORT STATE CONTROL
IN THE ASIA-PACIFIC REGION



CONCENTRATED INSPECTION CAMPAIGN
ON BALLAST WATER MANAGEMENT
01/09/2025 to 30/11/2025

CIC on Ballast Water Management
バラスト水管理に関する CIC

Inspection Authority 検査当局			
Ship Name 船名		IMO Number IMO 番号	
Date of Inspection 検査日		Inspection Port 検査港	

No.	Item	Yes	No	N/A	Detention
	項目				拘留
1*	Is a valid International Ballast Water Management Certificate (IBWMC) on board? 有効な国際バラスト水管理証書を船上に備えているか?				
2*	Is the approved Ballast Water Management Plan (BWMP) on board? 承認されたバラスト水管理計画(BWMP)を船上に備えているか?				
3*	Is the BWMP up to date to reflect the applicable requirements to manage Ballast Water as required by the Convention? BWMP は、条約で要求されているバラスト水管理の適用要件を反映した最新のものであるか?				
4*	Are officers and crew familiar with their duties in the implementation of the BWMP? 職員及び乗組員は、BWMP の実施における自己の任務に精通しているか?				
5*	Is the Ballast Water Management System (BWMS) approved by the Administration/Organization, as appropriate? バラスト水管理システム(BWMS)は、適切に旗国等に承認されているか?				
6*	Is the BWMS operational? BWMS は、操作可能か?				
7	Was the Ballast Water managed according to the BWMP? バラスト水は、BWMP に従って管理されたか?				
8	Is the Ballast Water Record Book (BWRB) properly filled including exemptions if granted? バラスト水記録簿(BWRB)は、免除が認められた場合を含めて適切に記入されているか?				

9*	<p>Is the crew managing Ballast Water sediments in accordance with the BWMP?</p> <p>乗組員は、BWMP に従ってバラスト水の沈殿物を管理しているか？</p>				
10*	<p>If an exemption has been granted, are the conditions of exemption implemented?</p> <p>免除が許可されている場合、免除の条件は履行されているか？</p>				

If “No” is ticked for questions marked with an asterisk “*”, the ship may be considered for detention

アスタリスク “*”が付された質問に 「No 」と回答した場合、船舶は拘留が検討されることがある。